

点検及び評価に対する学識経験者による意見について

点検及び評価の実施にあたっては、平成22年度の事業等について、その進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性について、内部評価を行うと同時に、学識経験者の知見活用として、「教育委員会外部評価委員会」から意見や助言をいただくこととしました。

これにより、点検及び評価の客観性を確保するとともに、いただいた意見等については、今後の施策、事業等の展開に活用していきます。

次の3人の方から意見等をいただきました。

「教育委員会外部評価委員会委員」

	氏名	所属等
委員長	村瀬 千樫	北海道教育大学教員免許状更新講習コーディネーター
副委員長	田中 好之	石狩市退職校長会 副会長
	木村 純	北海道大学高等教育推進機構教授

2 意見の内容

(1) 教育委員会会議等の活動状況に関する点検及び評価

開催状況について（回数・案件・審議内容等）
「新教育プラン」等を確実に推進するため、数多くの会議を開催し、誠実な論議が行われていることが高く評価できる。
今後の会議のあり方について（回数・方式・案件内容等）
石狩市の教育の一層の充実発展のために、今後も教育委員会の審議内容等の広報を充実するなど、市民が教育行政に関心を持ち、参加意識が高まるような工夫も期待したい。

(2) 教育委員会会議以外の主な活動状況について

活動状況について（回数・活動内容等）
多様な公務活動のほか、情報発信の活動、各種団体・行事への積極的な参加、教育現場への訪問、社会教育委員との意見交換など、地域、市民に密着したきめ細かい諸活動は高く評価できる。
今後の活動のあり方について（回数・方式・活動内容等）
社会教育委員との意見交換等を継続するなど、地域の教育課題を市民と教育委員、社会教育委員等が共有できるような場の充実を期待する。

(3) 施策別の取組状況、分析・評価及び今後の方向性

施策（大項目）1 生きる力につながる確かな学力を育む教育の充実

平成 22 年度の取組状況について
学力向上サポーター（スーパー S A T）の延べ活動時間や加配教員数、エキスパート・サポーターの配置、道費外部指導者の増加等が進んだことは評価できる。 また、専属の学校図書館司書を配置するなど、子どもたちの読書意欲を高め、本に触れる機会の増加を図る活動は評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
小学校外国語活動に向けた支援体制は評価できる。今後も小学校専属の A L T の招致など様々な学校支援体制の充実を期待したい。

施策（大項目）2 一人ひとりを大切にした教育活動の充実

平成 22 年度の取組状況について
特別支援教育支援員の配置数の増加や地域コーディネーターの学校派遣などの活動、特別支援教育関連講座の参加学校数が増加したことは評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
今後も特別支援教育支援員の配置などの効果を検証しながら、更なる取組の充実を期待する。

施策（大項目）3 独自性が発揮できる魅力ある学校づくりの推進

平成 22 年度の取組状況について
教職員サマーセミナーなどの研究・研修活動や学校の I C T 活用の導入に関連した教員研修など、種々行っていることは評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
研修参加率の向上を目指し、受講者の意見を聴くなど、事業の分析評価を行い、次年度の事業計画に反映させるなどの取組を今後も継続していくことを期待する。

施策（大項目）4 学校教育を推進する環境の充実

平成 22 年度の取組状況について
安全な学校づくりを目指した学校の耐震化に係る環境整備は、早急に取り組まなければならない課題であり、その対応は評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
防災対策をはじめとした安全な学校づくりに向け、学校施設の耐震化を今後とも計画的に進めるとともに、緊急時の対応マニュアルが着実に実施されることを期待する。

施策（大項目）5 豊かな人間性と感性を育む教育の推進

平成 22 年度の実施状況について
教育支援センターを設置し、支援体制強化を図り、いじめなどに対するきめ細やかな予防策を行っていることは評価できる。今後も絶えず緊張感を持って努力してほしい。 また、体験活動や「朝の読書」等の定着が認められ、子どもの読書活動推進の実施なども評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
読書活動推進の実施やその成果が、様々な広報活動などを通じて中学生、更には市民も含め、全市的に普及拡大することが期待される。 不登校児童生徒の対応については、他の自治体の子どもたちや支援スタッフと連携した実施の効果が見込まれることから、今後とも積極的に交流を深めてもらいたい。

施策（大項目）6 心身の健やかな成長を促す教育の推進

平成 22 年度の実施状況について
スポーツ団体等との連携など、市民との協働で子どもの体力・運動能力向上に向けた活動が取り組まれたことは評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
携帯電話やインターネットなどにかかわる情報モラルについての啓発活動は、今後とも大切であり、継続した実施を期待する。

施策（大項目）7 次代を担う子どもたちの健やかな育ちの支援

平成 22 年度の実施状況について
子どもたちの安全を守る「スクールガード」や「声かけ運動」などの活動は、市民の協力による充実した実施として評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
あい風寺子屋事業に代表される、新しいスタイルの地域で子どもを見守り育てるシステムは展望の持てる地域活動であり、一層の充実を期待したい。

施策（大項目）8 地域づくりに活かされる生涯学習環境の充実

平成 22 年度の実施状況について
いしかり市民カレッジが市民ボランティアとの協働によって着実に前進するなど、新しい学びの場の提供や市民主体の新しい生涯学習の推進は、市民の学びの意欲を喚起し、学習機会の充実を図るものとして高く評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
市民カレッジについては、市民主体の実施として全国的にその成果を発信し、市民とその成果を共有することが大切であり、一層の充実を期待したい。 社会教育主事ほか、生涯学習の関連職員の研修を行うなど、専門性を高めていくことを期待する。

施策（大項目）9 学習の拠点としての図書館サービスの充実

平成 22 年度の取組状況について
図書館が行う講座や各種啓発活動は、内容も魅力的であり、市民の生涯学習や文化を創造するものとして評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
利用者一人当たりの貸出数は増えているものの、利用登録者数については、目標値との差が広がっているため、計画的な取組が必要である。 また、図書館職員等の研修参加など、その専門性をより高めていくことを期待する。

施策（大項目）10 石狩文化の活用による自主的・主体的活動の支援

平成 22 年度の取組状況について
市民文化祭など芸術・文化活動を市民主体で進めようとする努力が認められ、多彩で魅力的な取組が評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
石狩市学び交流センターを拠点に、文化活動の担い手育成につながる研修を実施するなど、芸術文化活動が一層市民に広がり、質が高まることを期待する。

施策（大項目）11 ふるさとを学び伝える取組の充実

平成 22 年度の取組状況について
地域住民と連携した資料室のリニューアル事業等、市民が主体となって行っている文化の伝承事業や体験講座・野外講座などが活発に取り組み、内容も魅力的であるなど評価できる。
分析・評価及び今後の方向性について
講座参加者が資料室等でボランティアとして参加してもらえるような環境づくりを図るとともに、市内にある3つの資料館の整備プランや学芸員の採用等について、前向きな取組を期待したい。

資 料

資料 1

教育委員会委員名簿

(平成22年度末現在)

職 名	ふりがな 氏 名	就任年月日 (現任期の満了日)	職業
委員長	なかむら てるお 中 村 照 男	平成20年10月20日 (平成24年10月19日)	団 体 役 員
委 員 (委員長職務代理者)	いとう よしみ 伊 藤 好 美	平成20年10月20日 (平成24年10月19日)	会 社 員
委 員	ど い くみこ 土 井 久 美 子	平成21年10月 6日 (平成25年10月 5日)	無 職
委 員	もん ま ふじこ 門 馬 富 士 子	平成22年12月25日 (平成26年12月24日)	無 職
教育長	ひ ぐち ゆき ひろ 樋 口 幸 廣	平成21年 6月 1日 (平成24年10月11日)	

資料2

石狩市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第2項に基づき、石狩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する、事務・事業の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図るために設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が実施する事務、事業の点検・評価。
- (2) その他、委員会が必要を認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の内から教育長が委嘱する。この場合において、教育長が必要と認めるときは、公募による者を含むことができる。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員の内から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 委員会の会議は原則公開できるものとする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときはこの限りでない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。